

建設工事の工期における 余裕期間制度の設定について

平成29年7月

熊本県宇土市財政課

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度とは、契約ごとに、3か月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度です。

本市においても、当該制度を採用することにより、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることが可能となるため、工事の発注において、積極的に活用し、業者の入札参加意欲の向上を図ります。

なお、余裕期間制度には、次の方法があります。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は主任技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。

工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが出来る。

2. 取扱い

1. 余裕期間の設定について

まず、当該工事の工期を算出し、その工期に3か月を超えない範囲内で、余裕期間を追加した全体工期日数を算出します。

「余裕期間の日数」または「実行期間の始期」は、工事ごとに仕様書に記載することとします。

なお、余裕期間はあくまで各工事で発注者が判断し、必要に応じて設定するものであり、余裕期間を設定する工事については、「金抜き設計書の表紙」及び「特記仕様書」に記載し、相手方に周知します。

2. 契約書類について

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、仕様書等に記載されている実工事期間ではなく、全工期とします。

ただし、コリンズ、工事着工届に記載する工期については、実工事期間とし、

着工届の着工日については、実工事期間の始期を記載してください。

- (2) 発注者は、工事請負契約約款第34条第2項の規定にかかわらず、実工事期間の始期以降でなければ、受注者に対して前払金の支払いをすることはできません。

3. 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置について

- (1) 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置については以下のとおりとします。

- ① 実際の工期の開始は、契約日からではなく、特記仕様書に記載した実工事期間の始期として設定したこととなることから、設定日以前の余裕期間に、現場代理人や主任（監理）技術者の配置をすることはできません。
- ② 余裕期間を設定した工事と手持ち工事の関係について、実工事期間が重複しているなければ、専任をする工事であっても、同じ技術者を配置することも可能となります。
- ③ 任意着手方式及びフレックス方式においては、余裕期間内に建設資材の調達や労働力の確保が図られた場合、施工担当課との書面による変更協議により工事着工可能となります。その場合は、協議後の実工事期間の始期までに「工事着工届」、「現場代理人・主任技術者通知」、「変更実施計画工程表（工程表に変更がある場合）」を施工担当課に提出してください。（前払がある場合は、前払の請求も可）
- ④ 発注者が示す工事完了期限を超えて工期延長が必要な場合は、従来通りその必要性を判断のうえ、契約変更することになります。

4. 対象工事について

- (1) 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても繰越が生じない工事（ただし、債務負担行為・繰越設定済の工事は除く）
- (2) 余裕期間を設定したとしても、供用開始に影響を及ぼさない工事

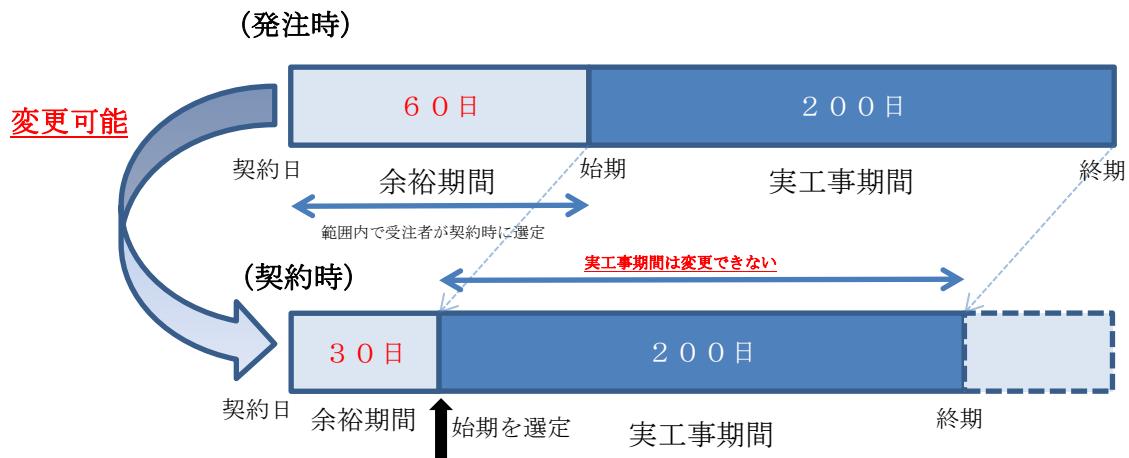
（余裕期間制度について）

- ① 「発注者指定方式」：余裕期間内で実工事期間の始期を発注者があらかじめ指定する方式 ※契約前に余裕期間の変更は出来ません。



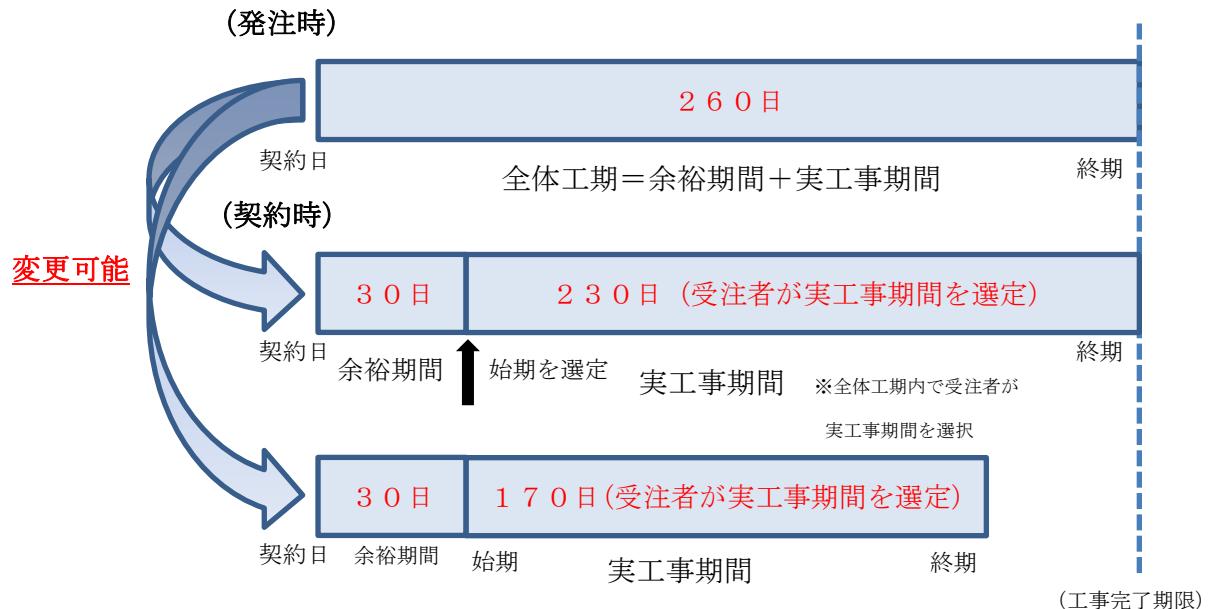
② 「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

- ※ 受注者の意向により、余裕期間の短縮が可能です。
- ※ 契約締結前に、財政課に工期通知書を提出してください。
- ※ 余裕期間が変更されても、実工事期間は変更できません。



③ 「フレックス方式」：受注者が実工事期間の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

- ※ 受注者の意向により、余裕期間又は実工事期間の変更が可能。
- ※ 契約締結前に、財政課に工期通知書を提出してください。
- ※ 実工事期間の終期は、工事完了期限後には設定できません。



◎余裕期間の長さ：3か月を超えない範囲

◎技術者の配置等：余裕期間中は技術者の配置必要なし、現場着手も不可（資機材の準備は可能だが、現場への搬入は不可）

(別添1) 入札説明書記載例 (※青字は解説)

第2. 工事概要

5 工期

【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで)

↑※工事の始期の前日を記載。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工期通知書により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載。

(但し、令和■■年■■月■■日（工事着手期限）までに工事を開始すること)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和●●年●●月●●日まで

※↑発注者が指定する工事完了期限を記載。

第3．競争参加資格に関する事項

1 2 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

【発注者指定方式の場合に記載】

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

【任意着手方式の場合に記載】

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

【フレックス方式の場合に記載】

なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

第10．入札保証金及び契約保証金

2 契約保証金 納付。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(別添資料) 特記仕様書記載例 (※青字は解説)

第〇条 工期

【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

実工期期間：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工期通知書により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工期期間を記載。

(但し、令和■■年■■月■■日（工事着手期限）までに工事を開始すること)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるもの

とする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間に、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和●●年●●月●●日（工事完了期限）まで

※↑発注者が指定する工事完了期限を記載。

※ 契約締結後において、工事の始期を変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、余裕期間を変更することにより、工事着手することができるものとする。ただし、工事の終期を変更する場合は、変更契約を行うものとする。

なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した後期の変更は行わない。また、受注者が設定した工期に基づく契約により増加した経費は、受注者の負担とする。

第〇条 CORINS への登録（以下を追加する）

○. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

(別記様式)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇土市長 〇〇 〇〇 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	宇土市〇〇町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。